

平成26年5月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の本件時効不支給分を、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(以下「時効特例法」という。)に基づく時効特例給付(以下、単に「時効特例給付」という。)として支給することを求める、ということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人に係る厚生年金保険の被保険者期間〇月(昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの〇月及び昭和〇年〇月から同年〇月までの〇月)が新たに判明し、当該被保険者期間が平成〇年〇月〇日付で請求人の基礎年金番号〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇に統合された結果、請求人は、平成〇年〇月〇日において、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(併せて、以下「老齢給付」という。)の受給要件である、300月の保険料納付済期間を有する者となった。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、老齢給付の裁定を請求(以下「本件裁定請求」という。)したところ、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、受給権発生日を平成〇年〇月〇日とする老齢給付の裁定をしたが、同裁定は、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの老齢給付については時効消滅したとして、平成〇年〇月以降分の老齢給付を支給する旨を内容とするもの(以下、この裁定を「本件先行処分」といい、時効により支給しないとされた上記老齢給付を「本件時効不支給分」という。)である。

3 日本年金機構〇〇年金事務所長は、平

成〇年〇月〇日付で、請求人は、時効特例給付の対象者と思われるとして、国民年金厚生年金保険時効特例給付対象者報告書を作成し、日本年金機構支払業務部長に報告したところ、これを受けた厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「過去に時効消滅によりお支払いすることができなかった年金は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律の規定による年金記録の訂正に基づく裁定又は裁定の訂正を原因とするものではないため」として、時効特例給付を支給しない旨の決定(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、平成〇年〇月〇日(受付)、〇〇厚生局社会保険審査官に対して審査請求を行ったが、これを棄却するとの決定がなされたため、当審査会に対し、再審査請求をした。

不服の理由は、① 老齢給付の受給権に係る消滅時効の起算点については、国民年金法、厚生年金保険法及び会計法に特別な規定が存しないから、民法の規定が適用されると解されるところ、民法第166条第1項の消滅時効の起算点である「権利を行使することができる時」とは、「単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに、権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるものであることをも必要」と解するのが判例の立場であり(最高裁判所昭和45年7月15日大法廷判決)、これを本件に即してみれば、請求人は、平成〇年〇月(注:平成〇年〇月〇日の誤りと認める。)に老齢給付の受給に必要な300月の保険料納付済期間を有していたにもかかわらず、年金事務所のミスにより、平成〇年〇月〇日までの間、その受給権の行使が現実には期待できなかったのは明らかであるから、本件老齢給付に係る年金請求権の消滅時効の起算点は平成〇年〇月〇日とみるべきであり、そうすると、消滅時効の成立日は平

成〇年〇月〇日となるところ、請求人は、時効消滅前の平成〇年〇月〇日（受付）、本件裁定請求をしているのであるから、請求人に、本件時効未支給分及び同未支給分に対する年5分の遅延損害金を裁定して支払うべきである（この主張を、以下「主張①」という。）、② 時効特例法第1条及び第2条によれば、厚生労働大臣は、厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付（併せて、以下「保険給付等」という。）を受ける権利を有する者について、厚生年金保険法又は国民年金法の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付等を受ける権利に係る裁定が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る保険給付等を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付等の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく保険給付等を支払うものとされており、これによれば、記録した事項の訂正と、保険給付等の裁定請求時期との時間的間隔は、文理上何ら定められていないのであり、これを本件に即してみれば、保険者は、平成〇年〇月〇日付で、請求人の厚生年金保険の被保険者資格に係る記録した事項の訂正をした上で、平成〇年〇月〇日付で本件先行処分を行っており、本件は、時効特例法第1条及び第2条が規定している場合に該当するのであるから、請求人に、本件時効未支給分及び同未支給分に対する年5分の遅延損害金を裁定して支払うべきである（この主張を、以下「主張②」といい、主張①と併せて「本件請求人主張」という。）、ということであると解される。

### 第3 当審査会の判断

1 主張①について検討すると、請求人は、本件老齢給付に係る年金請求権の消滅時効の起算点は平成〇年〇月〇日とみるべきであり、その観点に立てば、請求人は、時効消滅の前に本件裁定請求をしているのであるから、本件時効未支給分が支給

されるべきである旨を主張しているものであると解されるが、本件時効未支給分は時効消滅したとして、平成〇年〇月分から老齢給付を支給する旨の本件先行処分は、平成〇年〇月〇日付でなされており、社会保険審査官及び社会保険審査会法第4条第1項の「審査請求は、被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬若しくは保険給付、標準給与、年金たる給付若しくは一時金たる給付又は国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金若しくは年金給付遅延加算金支給法第6条第1項の規定による徴収金に関する処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内になければならない。但し、正当な事由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。」との規定に照らし、本件審査請求が審査請求期間を経過していることは明らかであり、また、本件記録によれば、正当な事由により当該期間内に審査請求をすることができなかつたことの疎明も存しないから、上記請求人の主張を検討する余地は存しない。請求人は、本件先行処分に対し、審査請求時においては、「口頭で異議を申し立てた」旨を、再審査請求時においては、「口頭で審査請求を申し立てた」旨を主張しているが、その事実を明らかにする具体的資料等の提出はないから、この主張を採用することはできない。また、本件記録によれば、請求人が、平成〇年〇月〇日に日本年金機構〇〇年金事務所を訪ねたと認められるので、請求人が、同日、同事務所において本件先行処分に対する審査請求をしたものであると仮定しても、その時既に審査請求期間を経過していたことは明らかである。

2 主張②について検討すると、時効特例法第1条は、施行日（注：平成19年7月6日。以下同じ。）において厚生年金保険法による保険給付を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者（未支給の保険給付の支給

を請求する権利を有する者を含む。)について、同法第28条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定(裁定の訂正を含む。)が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払期日ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく保険給付を支払うものとする、と規定し、時効特例法第2条は、施行日において国民年金法による給付を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者(未支給の年金の支給を請求する権利を有する者を含む。)について、同法第14条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該給付を受ける権利に係る裁定(裁定の訂正を含む。)が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払期日ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく給付を支払うものとする、と規定しているところ、両条項がいずれも、記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付あるいは当該給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合において、と規定していることからすれば、その趣旨は、記録した事項の訂正がなされたことによって受給要件を満たしていることが判明し、これを受けて裁定や裁定の訂正(以下「裁定等」という。)が行われるに至った場合に、当該裁定等の行われた日までに消滅時効が完成した分についても支払を行うとするものであって、記録の訂正と裁定等との間に事実的因果関係の存在が認められることが必要と解されるのであり、時間的にも両者は近接しているのが通例といえる。

したがって、記録の訂正がなされた

後、裁定請求をすることができたにもかかわらず、これが行われぬまま時間が経過し、そのために、記録の訂正がなされた時点ではまだ時効消滅していなかったものが、裁定等が行われるに至ったときには、時効消滅していたような場合には、上記の両条項は適用されず、時効特例給付の対象にならないものと解されるのである。

これを本件に即してみれば、請求人は、記録した事項を訂正した日である平成〇年〇月〇日以降いつでも、受給権発生日を平成〇年〇月〇日とする本件老齢給付の裁定請求を行うことができたにもかかわらず、平成〇年〇月〇日(受付)までの3年6月の期間、それを行うことなく当該裁定請求は遅延したのであり、当該期間の遅延について、法律上、保険者の責めに帰すべき特段の事由を本件記録上認めることはできないから、本件時効未支給分が生じた直接の要因は保険者の責めに帰すことができない請求人による本件裁定請求の遅延にあったとみるのが相当であり、そうであれば、記録した事項の訂正と本件先行処分及びそれに伴う本件時効未支給分の発生とは直接の因果関係を持つものではなく、上記本件裁定請求の遅延によって遮断されていると認められるのであるから、本件においては、時効特例法第1条及び第2条は適用されないというべきである。

なお、審理期日において保険者の代理人は、記録した事項の訂正と保険給付等を受ける権利に係る裁定請求との間がおおむね1年以内の場合にあつては、実務上、時効特例給付の支給を行っている旨を陳述したが、裁定請求の準備に要する期間として、おおむね1年あれば十分であると認められること、時効特例給付には、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成21年法律第37号)第2条の規定による保険給付遅延特別加算金及び同法第3条の規定による給付遅延特別加算金が支給されることなど

の事情を総合すれば、上記保険者の実務慣行を、合理的な裁量権の範囲を逸脱した不当なものであるとまでみることは相当でなく、また、当該実務慣行に照らした場合、原処分を不当とする点も何ら存しない。

- 3 以上のとおり、本件請求人主張はいずれも理由がなく、原処分は、時効特例法第1条及び第2条に照らして適法かつ妥当なものと認められるから、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。